

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第4項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 栗林総合法律事務所  
弁護士 栗林 勉

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号  
NBF日比谷ビルディング502号

【報告義務発生日】

【提出日】 平成22年04月05日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社
証券コード	3121
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所及び福岡証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	トータルネットワークホールディングスリミテッド (TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED)
住所又は本店所在地	グランドフロア、スケルトンビルディング、ロードタウン、トルトラ、ブリ ティッシュヴァージンアイランド (Ground Floor, Skelton Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 NBF日比谷ビルディング502号 栗林総合法律事務所 弁護士 栗林 勉
電話番号	03-3539-2555

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年1月8日(変更報告書No.1)
訂正前	<p>第2 提出者に関する事項</p> <p>1 提出者(大量保有者) / 1</p> <p>(4) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>株券等保有割合</p> <p>発行済株式等総数(株・口) (平成22年04月02日現在)</p> <p>直前の報告書に記載された株券等保有割合(%) 31.70%</p> <p>(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>平成21年1月15日に割当を受けた57,143,000株について、発行会社との間で株式会社大阪証券取引所(以下、大証)及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下、福証)の定める第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則及び同規則の取り扱いに基づき、割当日から2年間において譲渡した場合には、発行会社及び大証・福証に報告する旨の確約書を締結していません。</p>
訂正後	<p>第2 提出者に関する事項</p> <p>1 提出者(大量保有者) / 1</p> <p>(4) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>株券等保有割合</p> <p>発行済株式等総数(株・口) (平成22年01月08日現在)</p> <p>直前の報告書に記載された株券等保有割合(%) 31.72%</p> <p>(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>平成21年1月15日に割当を受けた71,429,000株について、発行会社との間で株式会社大阪証券取引所(以下、大証)及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下、福証)の定める第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則及び同規則の取り扱いに基づき、割当日から2年間において譲渡した場合には、発行会社及び大証・福証に報告する旨の確約書を締結していません。</p>